

手形・小切手を電子的決済サービスへ

電子化、 もうお済みですか？

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス※への移行をご検討ください。

※電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込



これから知っても
まだ間に合う！



電子化の3つのメリット

1

コスト削減

印紙税や
取引先への郵送料等が
不要



2

事務負担軽減

どこでも利用でき、
煩雑な事務負担
を軽減



3

リスク低減

盗難・紛失
の心配がなく、
災害にも強い



金融庁
Financial Services Agency

中小企業庁

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

JBA 一般社団法人
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION 全国銀行協会

SHINKIN 信用金庫

Shinkumi Bank
信用組合
しんくみ

受取・支払企業の
双方にメリット!

電子化で負担のない取引へ!



紙の手形を電子記録債権(でんさい等)に、紙の小切手をインターネットバンキングによる振込に移行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。



コスト削減

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

事務 負担軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

リスク低減

- ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

場所を選ばず利用可能

- ☑ いつでも・どこでも非対面の決済取引
- ☑ 金融機関・郵便局等への訪問不要



資金繰りの円滑化

支払い期日に自動入金。
電子記録債権は必要な分だけ分割して利用可能。

支払までは
簡単3ステップ!

電子的決済サービス導入の流れ(支払利用)



コストメリットや会計システム、支払手続きの変更などを確認し、電子的決済サービスの導入を以下の流れで行います。

STEP 1

取引金融機関へご相談

専門スタッフの派遣や導入サポートのサービスを提供している金融機関もございますので、金融機関担当者にお問い合わせください。



STEP 2

取引先企業へご案内

電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認します。



STEP 3

取引金融機関への申込 / 社内の導入準備

社内の事務手続きや管理手順の見直しなどを行い、初期設定をします。

- ☑ 利用申込
- ☑ 事務運用方法
- ☑ 管理手順
- ☑ 初期設定

